

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための新たな日常の取組について

1. 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請【特措法第 24 条第 9 項による要請】及び飲食店以外の施設への営業時間短縮の働きかけ

→ 延長しない (10 月 21 日 (木) 24 時で終了)

2. 催物 (イベント等) の要請 【特措法第 24 条第 9 項による要請】

→ 10 月 31 日 (日) まで継続 (9 月 28 日の要請から変更無し)

対象地域	<u>京都府全域</u>
期 間	令和 3 年 10 月 1 日 (金) から <u>10 月 31 日 (日) まで</u>
人数上限	5,000 人又は収容定員 50%以内 (10,000 人以内) のいずれか大きい方
収容率	大声での歓声等がないことを前提とするもの：100% 大声での歓声等が想定されるもの：50% ※異なるグループ間では座席を 1 席空け、同一グループ (5 人以内に限る。) 内では座席間隔を設けなくてもよい。
開催時間	21 時まで <特措法によらない働きかけ>
事前協議	全国的な移動を伴うイベントや参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合等は、事前に京都府相談窓口へメール等で相談

3. 府民・事業者の皆さまへのお願い ※詳細は京都府ホームページで確認願います。

感染拡大に警戒しながら社会経済活動を進めるため、以下の基本的なルールを守って慎重に行動していただきますよう、御協力をお願いします。

<基本的なルール>

(1) 基本的な感染防止対策を続けてください。

- ・ 3つの基本（①正しいマスクの着用、②こまめな手洗い、③外出先での手指消毒設備の活用）を徹底してください。
- ・ 人同士の身体的距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えてください。
- ・ 室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気を心掛けてください。

(2) 体調不良を感じたら医療機関に相談してください。

- ・ 少しでも体調が悪いときは、ためらわず医療機関に相談してください。
- ・ 「これくらいなら大丈夫」と無理をせず、外出等を控える勇気を持ってください。
- ・ 体調不良や感染を疑う人が、休みが取れる環境を職場や学校で整えてください。

(3) 外出は感染リスクを避けて慎重に行動してください。

- ・ 帰省や旅行、出張等の外出や移動は、感染が拡大している場合には延期等の判断をしてください。
- ・ 家族や普段行動をともにしている人と少人数で、混雑する場所や時間を避けるようにしてください。
- ・ 多数の人が集まる行事への参加は、基本的な感染防止対策を徹底して慎重に行動してください。
- ・ リモートワークやハイフレックス型授業等を継続して、対面による接触機会を減らしてください。

(4) 飲食機会での感染リスクを減らしてください。

- ・ 2時間を目安に、長時間に及ばないようにしてください。
- ・ 会話は正しくマスクを着用して、大声は控えてください。
- ・ 一つのテーブルでは、4人を目安にしてください。
- ・ 飲食店の利用は、感染防止対策が講じられている認証店を利用するようにしてください。

(5) ワクチン接種を希望する方は、積極的に接種してください。

- ・ 発症・重傷化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は、積極的に接種してください。
- ・ ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく行ける環境を職場や学校で整えてください。